

三戸町エネルギー価格等高騰対策事業者支援金交付事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の悪化により、エネルギー・原材料等の高騰が続いており幅広い業種において極めて厳しい経営環境が続いていることから、事業者の経費負担を軽減するため、三戸町エネルギー価格等高騰対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付する事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 三戸町内に事業所を有し、事業収入が主たる収入である個人又は法人であって、令和4年12月1日以前から事業を営み、申請日時点においても事業を継続しており、かつ、支援金受領後も事業を継続する意思がある者とする。

2 前項の規定に該当する事業者であっても、同一の者が同一の所在地において複数の事業者の代表を務めている場合にあっては、いずれか一の事業者を対象とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、1事業者あたり7万円とする。

(支援金の交付の申請)

第4条 対象事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業所の所在地が分かる書類の写し
- (2) 個人の場合は、事業収入が主たる収入であることを証明する書類の写し
- (3) 支援金振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期間は、令和5年1月16日から令和5年2月28日までとする。

(支援金の交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査し、当該審査結果について支援金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとし、併せて指定口座への振込にて、支援金を支払うものとする。

(交付の停止又は返還)

第6条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたと認められるときは、支援金の全部又は一部の交付を停止し、若しくは交付せず、又は既に交付した支援金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により支援金の返還をさせる場合は、支援金返還請求書（様式第3号）により、支援金を返還すべき者に請求するものとする。

(権利の譲渡禁止等)

第7条 支援金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月13日から施行する。

三戸町長様

事業所所在地：

事業者の名称：

（又は氏名）

代表者職氏名：

（法人の場合）

電話番号：

（届出人氏名：

印

）

三戸町エネルギー価格等高騰対策事業者支援金交付申請書兼請求書

標記支援金の交付を受けたいので、三戸町エネルギー価格等高騰対策事業者支援金交付事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、私は、要綱第6条第1項に該当し、貴町から支援金の返還請求があったときは、返還いたします。

記

1 支援金申請（請求）額 金 70,000円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

3 添付書類

- (1) 事業所の所在地が分かる書類の写し
- (2) 個人の場合、事業収入が主たる収入であることを証明する書類の写し
- (3) 支援金振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し
- (4) 郵送で申請する場合、代表者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等）

（事業者名） 様

三戸町長

三戸町エネルギー価格等高騰対策事業者支援金持続化支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった三戸町エネルギー価格等高騰対策事業者支援金については、同交付事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 決 定
交付額 金 70,000円
- 2 却 下
理 由

（事業者名） 様

三戸町長

三戸町エネルギー価格等高騰対策事業者支援金持続化支援金返還請求書

令和 年 月 日付け三まち第 号で交付決定通知した、三戸町エネルギー価格等高騰対策事業者支援金について、同交付事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり返還してください。

記

- 1 交付決定額 金 70,000円
- 2 返還額 金 円
- 3 返還の理由